

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	こども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は、こども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

神奈川県伊勢原市長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	こども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	伊勢原市こども医療費の助成に関する条例(平成7年伊勢原市条例第32号)及び伊勢原市こども医療費の助成に関する条例施行規則(平成7年伊勢原市規則第16号)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 資格請求書の受付、認定、医療証の発行 2 審査支払機関からの請求の審査、レセプト返戻 3 償還払医療費申請の受付、審査、支給処理
③システムの名称	MICJET番号連携サーバー、庁内基本情報連携システム、こども医療システム、個人住民税システム、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
こども医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 第4条及び別表第一の1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 しない 【情報照会】 ・番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊勢原市 総務部 文書法制課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 TEL0463-94-4867
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊勢原市 子ども部 子育て支援課 子育て支援係 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 TEL0463-94-4633
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、番号連携情報照会や住基ネット照会のシステムの利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者に限定している。また、事務取扱担当者及び保護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必須としている。 マイナンバーの紐付けについては、氏名や生年月日などの情報と併せて確認することを基本とした上で、複数人で確認を行った上で紐付けを行いその確認記録を残すこととしている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、番号連携情報照会や住基ネット照会のシステムの利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者に限定している。また、事務取扱担当者及び保護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必須としている。 併せて、情報セキュリティ監査計画に則した年に1回以上の情報資産に対する自己点検を実施し、適切に特定個人情報が管理されることを確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I－3－法令上の根拠	(仮称)伊勢原市行政手続における特定個人の個人を識別するための番号の利用に関する条例	伊勢原市行政手続における特定個人の個人を識別するための番号の利用に関する条例 第4条	事後	
平成29年4月1日	I－5－②－所属長	子育て支援課長 古清水 千多歌	子育て支援課参事(兼)課長 齋藤 浩人	事前	
平成29年4月1日	I－7－請求先	伊勢原市 市民生活部 市民協働課	伊勢原市 総務部 文書法制課	事前	
平成29年4月1日	I－8－連絡先	伊勢原市 子ども部 子育て支援課 児童・医療助成担当	伊勢原市 子ども部 子育て支援課 子育て支援係	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－1－いつ時点の計数か	平成27年5月28日時点	平成29年3月21日時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－2－いつ時点の計数か	平成27年5月28日時点	平成29年3月21日時点	事後	
平成30年4月1日	I－5－②－所属長の役職	子育て支援課参事(兼)課長 齋藤 浩人	子育て支援課長	事後	
平成30年6月22日	I－3－法令上の根拠	伊勢原市行政手続における特定個人の個人を識別するための番号の利用に関する条例 第4条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第2項 伊勢原市行政手続における特定個人の個人を識別するための番号の利用に関する条例 第4条及び別表第一の1の項	事後	
平成30年6月22日	I－4－②－法令上の根拠	・行政手続における特定個人情報に関する法の番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第14号	【情報提供】 しない 【情報照会】 ・行政手続における特定個人情報に関する法の番号の利用等に関する法律 第19条第8号及び第14号 ・伊勢原市小児医療費の助成に関する条例第6条	事後	
令和1年6月28日	I－7－請求先	TEL0463－94－4711	TEL0463－94－4867	事後	
令和1年6月28日	I－8－連絡先	TEL0463－94－4711	TEL0463－94－4633	事後	
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	－	様式変更による追加	事後	新様式への変更
令和2年6月26日	Ⅱ－1－いつ時点の計数か	平成29年3月21日時点	令和2年6月12日時点	事後	
令和2年6月26日	Ⅱ－2－いつ時点の計数か	平成29年3月21日時点	令和2年6月12日時点	事後	
令和2年10月1日	I－1－③ システムの名称	MICJET番号連携サーバー、庁内基本情報連携システム、小児医療システム、個人住民税システム	MICJET番号連携サーバー、庁内基本情報連携システム、小児医療システム、個人住民税システム、電子申請システム	事後	
令和4年11月30日	I－3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第2項 伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 第4条及び別表第一の1の項	番号法第9条第1項別表第1第101項、第9条第2項 伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 第4条及び別表第一の1の項	事前	
令和4年11月30日	I－4. ②法令上の根拠	【情報提供】 しない 【情報照会】 ・行政手続における特定個人情報に関する法の番号の利用等に関する法律 第19条第8号及び第14号 ・伊勢原市小児医療費の助成に関する条例第6条	【情報提供】 しない 【情報照会】 ・番号法第19条第7号別表第二第121項、第19条第14号 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 ・伊勢原市小児医療費の助成に関する条例第6条	事前	
令和6年12月27日	評価書名	小児医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書	こども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和6年12月27日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	伊勢原市は、小児医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	伊勢原市は、こども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和6年12月27日	I－1－① 事務の名称	小児医療費の助成に関する事務	こども医療費の助成に関する事務	事後	
令和6年12月27日	I－1－② 事務の概要	伊勢原市小児医療費の助成に関する条例(平成7年伊勢原市条例第32号)及び伊勢原市小児医療費の助成に関する条例施行規則(平成7年伊勢原市規則第16号)の規定に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 1 資格請求書の受付、認定、医療証の発行 2 審査支払機関からの請求の審査、レセプト返戻 3 償還払医療費申請の受付、審査、支給処理	伊勢原市こども医療費の助成に関する条例(平成7年伊勢原市条例第32号)及び伊勢原市こども医療費の助成に関する条例施行規則(平成7年伊勢原市規則第16号)の規定に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 1 資格請求書の受付、認定、医療証の発行 2 審査支払機関からの請求の審査、レセプト返戻 3 償還払医療費申請の受付、審査、支給処理	事後	
令和6年12月27日	I－1－③システムの名称	小児医療システム	こども医療システム	事後	
令和6年12月27日	I－2-特定個人情報ファイル名	小児医療費助成ファイル	こども医療費助成ファイル	事後	
令和6年12月27日	I－3－法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1第101項、第9条第2項 伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 第4条及び別表第一の1の項	第9条第2項 伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第4条及び別表第一の2の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	I－4－② 法令上の根拠	【情報提供】 しない 【情報照会】 ・番号法第19条第7号別表第二第121項、第19条第14号 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 ・伊勢原市小児医療費の助成に関する条例第6条	【情報提供】 しない 【情報照会】 ・番号法第19条第9号	事後	
令和6年12月27日	II－1－いつ時点の計数か	令和2年6月12日時点	令和6年12月6日時点	事後	
令和6年12月27日	II－2－いつ時点の計数か	令和2年6月12日時点	令和6年12月6日時点	事後	
令和6年12月27日	Ⅳリスク対策－8.入手を介在させる作業	－	様式変更による追加	事後	新様式への変更
令和6年12月27日	Ⅳリスク対策－11.最も優先度が高いと考えられる対策	－	様式変更による追加	事後	新様式への変更